

◆環境課

☎ 587 - 6003
FAX 587 - 3834

☆旧の市指定ごみ袋（シール）は、平成24年3月31日まで使えます！

エコハウスで省エネ&地球温暖化ストップ！

家庭から排出されるCO₂を削減するためには、節電の取り組みや省エネ家電への買い替えなどのほか、新築やリフォームの際には建物そのものを省エネルギー化することも効果的です。長く住む家だからこそ、環境に配慮した「エコハウス」を考えてみましょう！

◆家庭ではどんなところにエネルギーをたくさん使っているの？

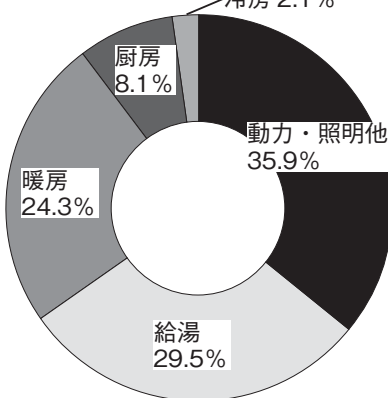
の併用など、省エネの方法はさまざまです。また、住宅そのものを考えた場合、断熱性能が高ければ、少しのエネルギー

家庭でのエネルギー消費の内訳を見ると、動力・照明に次いで、給湯、冷暖房にエネルギーが多く使われていることが分かります。省エネは、これら多くのエネルギーが使われているところに重点的に対策を講じると効果的です。

①冷暖房の省エネ

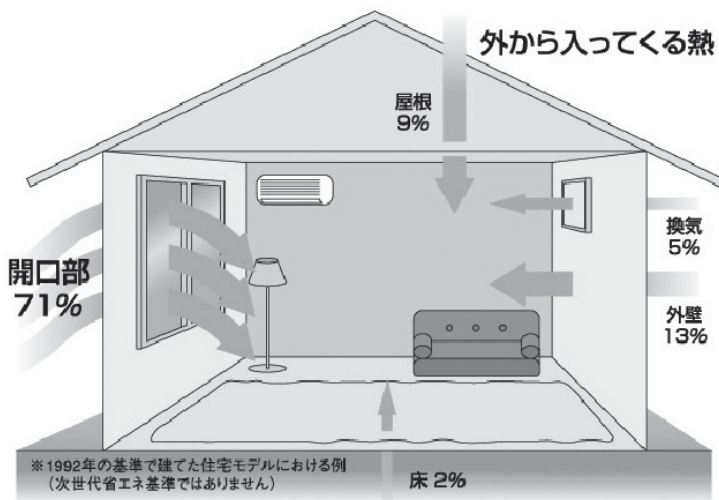
エアコンの設定温度を調節するほか、フィルターのこまめな掃除、夏場なら扇風機と

■世帯当たりの用途別エネルギー消費



資料：資源エネルギー庁「エネルギー白書 2010」

■夏の冷房時（昼）、開口部から熱が入る割合は71%



資料：全国地球温暖化防止活動推進センター「省エネルギー住宅ファクトシート」、同センターホームページ <http://www.jccca.org/>

ギーで冷暖房がまかなえることとなります。夏場に冷房を使用して室温を快適にしても、スイッチを切ればすぐに暑くなるのは開口部（窓）や壁から熱が伝わってきているからです。（左図）断熱性能が高ければ、この熱を遮ることができま

ヒートポンプ給湯器）やガスで発電しながらお湯を沸かすエコウィル（ガスエンジン給湯器）などがあります。③動力・照明などの省エネ＋自然エネルギーの活用 家庭の動力・照明エネルギーは、その大半が電気です。不要な電灯を消すなどの節電の取り組みのほか、屋根に太陽光発電パネルを取り付ければ、自家発電することも可能です。暮らしやすさを考えながら、エネルギーについても考えてみませんか。

毎月第4土曜は 廃食油回収の日

9月24日(土) 午前10時～正午

回収会場：市役所別館横電話ボックス付近
回収物：廃食油、牛乳パック、アルミ缶
問環境課☎ 587 - 6003、エコロジーマーケットやすの会・増村☎ 586 - 1441

◆エコハウス普及促進補助金

市では、住宅の省エネ化に対し補助制度を設けています。対象…次の①～③のいずれか

- ①住宅の断熱化（72,000円/件）＋太陽光発電システムの設置（70,000円/kw・上限250,000円）
 - ②住宅の断熱化＋高効率給湯器の設置（40,000円/台）
 - ③住宅の断熱化＋太陽光発電システム＋高効率給湯器の設置
- 詳しくは、環境課にお問い合わせ頂くか、「広報やす」4月号または市ホームページをご覧ください。

歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

(84)

歴史民俗博物館

☎587-4410、Fax587-4413

【9月の休館日】月曜・火曜日 ※19日は祝日開館

◆館内燻蒸に伴う臨時休館／9月7日(水)～9日(金)

◆テーマ展「出土品にみる中世の暮らし」／9月23日(祝)まで

◆秋期企画展「近江の古墳と大岩山古墳群」／10月1日(土)～11月27日(日)

◆記念講演会「近江の首長墓と大岩山古墳群」／10月22日(土)午後2時～4時

講師…田中勝弘さん(日本考古学協会会員)

※当日受付・定員120人

大切にされた水にかかわる裁許書 —八夫自治会の古文書—

最近、八夫自治会に下の写真にある箱が残されていることを知りました。箱蓋の表には「享保三戊戌年六月十二日／御裁許書并絵図入」と並び「江州野洲郡八夫村」と記されています。また蓋側面には「木部公事御裁許書併画図八夫邨惣地下之什物 三上組庄官預」と記されています。

八夫村は三上藩遠藤氏の領分と旗本酒井氏・朽木氏・松平氏の領地があり、それぞれに庄屋がいたことが知られます



裁許書ならびに絵図入れ

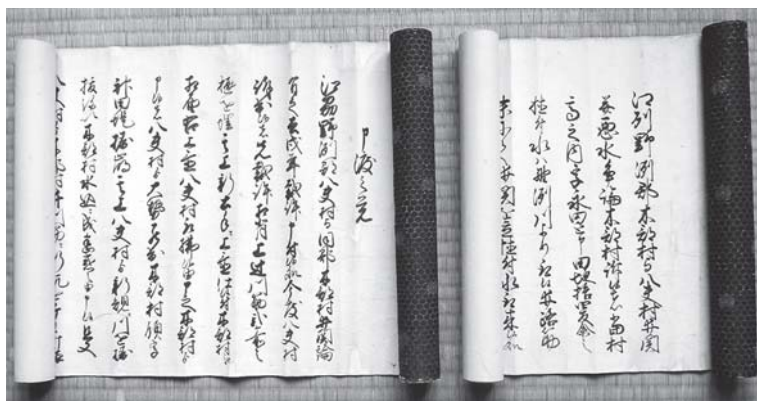
が、この文書は三上藩領関係者から引き継がれたもののようです。

絵図は未確認ですが、二点の水利争論の裁許書が巻物になって入っていました。写真(左下)右側は「享保三戊戌年六月十二日」(1718年)、左側の文書は「享保五年子八月廿一日」(1720年)で、290年余り前のものです。この時の八夫村と木部村そして虫生村にかかわる水利争論については『木部誌』で紹介されていますが、裁許書は確認されていませんでした。

本紙面では裁許の全体を紹介することはできませんが、木部村と八夫村の井関と悪水(排水)の争論で、木部村が訴えたのは、木部村内の字永田の田地14反余の植付水は野洲川(三ツ井)より取っている水路の末で、井関を立て植付水を取ってきたところ、正徳6年(1716年)4月に八夫村から妨げたと訴えました。これについては、その井関から植付水を取るしか方法がないので、八夫村へ断り責

関にして用水を取って植付し、水が廻ったら早速取り払うことを命じています。

一方八夫村からは、木部村が設けた井関のため八夫村の田地が水込になり、また錦織寺前の敷土手に二つ水穴があり、満水の時悪水が流れ落ち、余水はちやが淵へ落ち込み、虫生村・木部村領へ流れ落ちていたところ、水穴に蓋をし、はちやが淵北の方に新土手を築くなどして八夫村が水込になったと訴えています。そこで、水穴の塞ぎは新規



裁許書

に見えるので取り払いを命じ、新土手は年々笠置かさおきしているように見え、八夫村田地へ悪水が込上るので、笠置の取り払いなどを命じ、裁許の書付に絵図を添え双方へ下し置くので違反しないようにと記しています。

また、享保5年の「申渡之覚」では、先の裁許に対し双方が守られていないため再度遣使が派遣され享保4年5月25日裁許がなされたようで、その申渡の書付を享保5年8月21日に頂戴し、5年にわたる争論が決着したようです。

大水の時、下手の村が水をせき止めると上手の村が浸水してしまうことになり、水が入らないと田植えはできず年貢を取ることはできません。また、浸水して稲が水浸しになっても問題です。江戸時代は社会的インフラが十分整備されておらず、各地で問題を生じざるを得ない状況にありました。残された記録からは双方の苦勞の一端を読み取ることができそうです。(博物館学芸員 古川与志継)